

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議 録 第 八 号

令和二年三月十日(火曜日)

午後三時二十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま 二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うへの賢一郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
石崎 徹君 今枝宗一郎君
勝俣 孝明君 門山 宏哲君
小泉 龍司君 高村 正大君
國場幸之助君 鈴木 隼人君
田野瀬太道君 武井 俊輔君
辻 清人君 出畑 実君
古川 慎久君 牧島かれん君
宮澤 博行君 宗清 皇一君
山田 賢司君 山田 美樹君
海江田万里君 神谷 裕君
岸本 周平君 櫻井 周君
階 猛君 野田 佳彦君
日吉 雄太君 森田 俊和君
石井 啓一君 清水 忠史君
青山 雅幸君

財務大臣 麻生 太郎君
(金融担当)
財務副大臣 遠山 清彦君
経済産業副大臣 松本 洋平君
財務大臣政務官 井上 貴博君
(内閣官房内閣審議官)
政府参考人 清水 茂夫君
(財務省関税局長) 政府参考人 中江 元哉君

政府参考人 田島 淳志君
(国税庁次長)

政府参考人 吉永 和生君
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 水野 政義君
(農林水産省大臣官房国際部長)

政府参考人 平形 雄策君
(農林水産省生産局農産部)

政府参考人 鎌田 篤君
(中小企業庁次長)

政府参考人 堀田 治君
(国土交通省大臣官房技術参事官)

政府参考人 寺田 吉道君
(国土交通省鉄道局次長)

政府参考人 前田 栄治君
(日本銀行理事)

政府参考人 齋藤 育子君
財務金融委員会専門員

委員の異動
三月十日
補欠選任
出畑 実君

補欠選任
本田 太郎君

同日
日吉 雄太君

同日
神谷 裕君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事前田栄治君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官清水茂夫君、財務省関税局長中江元哉君、国税庁次長田島淳志君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、農林水産省大臣官房国際部長水野政義君、生産局農産部長平形雄策君、中小企業庁次長鎌田篤君、国土交通省大臣官房技術参事官堀田治君、鉄道局次長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの櫻井周です。
本日も、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

関税率法の改正案に対する質疑ということでございますが、冒頭、一点、ちよつと、新型コロナウイルス問題等による金融市場の混乱が日本銀行の資産に与える影響について質問をさせていたいただきたいと思っております。

○前田参考人 お答えいたします。
ただいま、ちよつと手元にそういうような計数がございませんので、なかなかお答え申し上げますが、昨年九月時点現在で申し上げますと、そのときは四兆円程度含み益があったということでありま

○前田参考人 お答え申し上げます。
私も保有しておりますETF、これが期末時点の時価総額が簿価の総額を下回る場合には、その差額に対して引当金を計上するということになっております。したがって、確かに、引当金を計上すれば決算上の期間損益は下押しされるといふことになりましても、日本銀行の損益は、国債の利息収入やETFの分配金等さまざまな収益がございます一方で、補充当座預金制度利息等の費用もありますので、さまざまな要因によって決まってくるわけでございます。

このため、今委員から御質問いただいたETFの要因のみを取り出してお答えすることはちよつと不適切か、このように考えております。

○櫻井委員 じゃ、わかりました、ちよつと質問の仕方を変えますけれども、四兆円の内損が発生するようない日経平均株価というのは幾らぐらいですか。

○前田参考人 お答えいたします。
ただいま、ちよつと手元にそういうような計数がございませんので、なかなかお答え申し上げますが、昨年九月時点現在で申し上げますと、そのときは四兆円程度含み益があったということでありま

て、国交省によれば、対象となる京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港に所在する全ての関係自治体から御了解をいただいております。

○野田(佳)委員 では、最後、もう要望だけ。

税関の役割は、これは森田さんがもう言ったとおりで、細かいことは言いません、細かいことは言いませんが、私、忘れられないのは、去年、千葉県は台風十五号でえらい影響を受けましたね。あのときに、冠水だとか、停電だとか、断水とかでえらい目に遭いましたけれども、成田空港が、どんだんとどんと着陸を許して、どんだんとどんだんとお客さんがふえちゃって、一万四千人ぐらい人がたまっちゃって、陸の孤島になったじゃないですか。そのときに、当然のことながら、税関の職員の時も帰れないんですわ、もうバスも鉄道もとまっている。そのときに、臨機応変に、察があるんですよ、税関の、自主的に職員たちが駆けつけて応援に入ったというのを聞いたことがあります。

というぐらいに、一万人弱の組織だけれども、税関の職員というのは、モラルが高いし、非常に体育会系でチームワークがいいんです。その人たちが、今、水際で、いろんな課題を背負っていますね。薬物だとか、銃だとか、何か動植物の問題を含めて、あらゆる課題、テロの問題を含めて、課題を背負って、頑張っています。私はすばらしい組織だと思っただけでも、やはり、まだ人員もそして装備も足りないところがいっぱいありますので、そのことは十分もお含みおきだと思えますが、その体制整備についての御決意だけ、最後にお聞かせいただければと思います。

○麻生国務大臣 これは、先ほど櫻井さんのときの話にも出ていましたけれども、税関の職員というのは、やはり、今言われましたように、いろいろな技術的な能力プラス、モラルがないと。ちよつと、こう、いただいたり、もうどこかの国なんかはしょつちゅうやってるところですか。ちよつと、ちよつといわゆるオーバークエーブルしたら、ちよつとお金をやったらすくすくと通してくれ

るなんて国は、私ども、そういうところばかり、長いことアフリカにおりましたので、そういうところに住んでいましたのであれですけども、日本の場合、そこらのところはえらいしつかりしている。モラルが高いと言われた点は、私ども、大変誇りに思っております。

いづれにいたしましても、税関の職員の、そういった待遇を含めまして、モラル、規律、そういったものをきちんと維持できるように努力してまいります。

○野田(佳)委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

関税率法等の一部を改定する法律案について、質問をさせていただきます。

国際コンテナ戦略港湾政策推進のため、外国貿易船が日本に寄港する際、その容積にひとしく課税するとん税及び特別とん税に今回特例を設けるということになりました。この政策は、二〇一〇年に阪神港及び京浜港が国際コンテナ戦略港湾として選定されて以来、寄港便数をふやすべく、国土交通省が進めてきたものです。

それで、港湾整備やアクセス道路等の戦略港湾事業の総事業費は、二〇一一年度から二〇一九年度まで、六千六百億円を超えます。今回の特例も、国際戦略港湾に限って適用されるということもなっています。つまり、港湾整備やアクセス道路等の戦略港湾事業にどんだんお金をつぎ込んできた、そして、もつともつと外国船をふやそうということを進めてきたわけですが、初めに関税局長に伺います。この間、我が国に寄港する欧米基幹航路の便数はふえましたか。

○中江政府参考人 お答え申し上げます。

国際戦略港湾に入港する欧米基幹航路の便数につきましては、国際コンテナ戦略港湾政策が開始された二〇一〇年以降、おおむね減少傾向にあると承知しております。

○清水委員 ふえていないんですよね。減っているんですよ。それだけお金をかけても便数がふえていない。

先ほど、大水深コンテナパスのお話がありました。一斉に、十四メートルぐらいは必要だということを進めてきて、阪神港でも今十六メートルの大水深コンテナパスをつくりましたけれども、ふえていないんですよね。やはりこれは政策効果は乏しいと言わなければなりません。

韓国、釜山港への寄港便数は増加傾向にあるわけ、国際コンテナ戦略港湾の三港湾、これは阪神港、京浜港、そして伊勢湾も含めまして、ほとんど減少しているわけですよね。

諸外国のとん税と比べても、日本のとん税が高いということではないんです、実は。ですから、今回とん税及び特別とん税を引き下げる、これは一体何を狙ったものなのか。わずかですけれども、四億八千万円、国と地方の税収が減るわけですよ。

やはりこれは政策効果についてしっかりと検証しないといけないわけなので、今回のとん税及び特別とん税の減税措置のみで、どんだんとどんだんお金をつぎ込むだけけれども欧米航路は減っている、便数が減っている、こういう傾向を変えたいということができないでしょうか。

○中江政府参考人 お答え申し上げます。

今回のとん税及び特別とん税の半減につきましては、コンテナ貨物定期船の積載量一トン当たりの税負担が欧州、北米航路と近距離航路との間で約二倍の開きとなっている、そういうことに着目いたしましたして、両航路の税負担が同程度となるように、欧州、北米航路のとん税と特別とん税の税率を半減することにしたわけでございます。これによって、国際戦略港湾の競争力を高め、欧州、北米航路の寄港数が維持拡大されることを期待して措置するものでございます。

もちろん、本特例措置の効果については定期的に検証していく必要があるというふうに考えてございます。

○清水委員 日本の港湾は、やはり、アジアのハ

ブ港という位置づけが国際的にも低いですよ。シンガポール、上海、釜山と比べて、寄港する欧米外国船籍は非常に少ないわけなんです。

こうした船の入港数をふやすためには、やはり、全体の貨物量をどうふやすのか。大体、トヨタの自動車でもマツダの自動車でも、九州からどんだん中国へ、釜山港を通じて輸出しているわけですよ。ですから、こうした国際コンテナ戦略港湾がそもそもそういうハブ港としての役割を果たしていないという問題があります。また、とん税だけではない、荷役作業にかかる時間やコスト、こういうものもやはり加味されるというふうに思うんですよ。

やはりこうした多岐にわたる問題点を検討する必要があります。今回のとん税、特別とん税だけを下げたからといって、欧米基幹航路がどんだんふえていく、これはちよつと見込みは甘いのではないかなというふうに思いますので、今関税局長がおっしゃられたように、やはり適宜その政策効果についてはしっかりと注視をしていただきたい、このことを要望しておきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症による申告、納税対応について、国税庁に確認したいと思えます。

大阪府内の税務署で、職員への新型コロナウイルス感染症が発生しました。今後、感染が他の職員に拡大する可能性も排除されておりません。集団感染によるクラスターが税務署で発生する可能性もあるわけで、今ちよつと確定申告の時期ですが、これがどんだん拡大していくというところがある場合は、これはどういう対応をされるのでしょうか。お答えいただけますか。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

まず、実際、職員の感染が判明いたしました。国税庁におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告相談事務に従事している職員がコロナウイルスに感染した場合又は濃厚接触者と判定された場合、さらに感染者が確定申告会場に来院していたことが判明した場合

におきましては、感染の拡大を防ぐべく、保健所などの指導を仰ぎながら、申告相談を一時中断し、会場の消毒を行うとともに、そうした職員

の感染や業務の一時中断の事実を直ちに報道発表するという運用を現在行っているところでございます。

こうした取組を実施していくためには、日ごろより事前の準備の徹底ですとか、保健所との協力体制の構築に努めていくことが重要と考えておりまして、その旨、全国に指示しているところでございます。

その上で、確申会場における感染拡大防止の取組全般について若干お答えいたしますと、まず、先般公表したとおり、今、申告、納税期限を延長することとしてございます。さらに、職員に対する手洗い、うがい、マスク着用の徹底などの対策を講じているなど、感染防止に努めているということでございます。

今後とも、感染拡大防止に努めるとともに、納税者が不安に思うことなく申告を行っていただけるような体制整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 確かに、申告、納付期限については延長が告示されました、四月の十六日まで納付期限が延長されたわけなんです、しかし、現状を考えると、本当に延長期限内に新型コロナウイルスの感染拡大が収束するかどうかというのはまだわからないわけなんです。職員への感染による影響もまた懸念されているわけですし、もつと言え、申告する方が感染するとか、その家族が感染するとか、いろいろな状況が考えられるわけなんです。

今後、状況が更に悪化し、こういう状況が継続した場合、これは申告、納付期限のさらなる延長も検討するべきだと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

○田島政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、四月十六日まで個人の申告所得税等の申告、納付期限を延長する

としたところでございます。

お尋ねの点につきましては、まずは延長された期限である四月十六日まで確定申告会場などの感染防止策の徹底などに万全を期していく、こういうふうになるかと思っておりますが、その上で、今後の政府全体の方針などを踏まえながら適切に対応していくこととなるかと存じます。

なお、先ほど個々の納税者の御事情のお話も御指摘いただきましたが、期限内に申告等を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、税務署への申告によりまして、個別に申告、納付等の期限を延長できる制度がございます。この制度の運用に当たりましては、納税者個々の実情をよくお聞きし、納税者の置かれた状況に配慮しながら、法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、納税者の方におかれましては、御不明な点等ございましたら、最寄りの税務署に御相談いただきたく考えてございます。

○清水委員 個々の事情において延長することもできるといふことですので、柔軟に対応していただきたいと要望しておきたいと思っております。

申告期限の延長は、それはそれで必要なんです、新型コロナウイルスによる影響で、一部の中小企業、あるいは小規模事業者、あるいは飲食店、こういうところでは売上げが激減して資金繰りが悪化しているというふう聞いております。私も実際、地元大阪等で、この週末、聞いてまいりました。

納税そのものが困難となっている。一月、二月の売上げで、もつと言え、三月に入ってから売上げで、これで何とか税金を納めるといふ業者も少なくありません。そういう方々が納税そのものが困難になっているという場合、国税庁としてどのような対応が考えられますか。

○田島政府参考人 お答えいたします。

納税をしていただくに当たりましては、納税者の方々の個々の実情を十分に伺いながら対応させ

ていただくこととなります。

その際、先ほど委員から御指摘ありました資金繰り等の事情から国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により納税の猶予が可能となっております。この猶予の期間は一年以内とされており、やむを得ない理由があると認められるときには、更に一年延長することができ

ます。従来から、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況に配慮し対応してきたところであり、引き続き適正な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

先ほどの答弁と繰り返しますが、納税者におかれましては、御不明な点等ございますれば、最寄りの税務署に御相談いただきたく考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものを使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 もう一問、田島次長にお伺いしたいんですが、融資の問題もあるんですが、やはり差押え、滞納処分などが実施されれば、幾ら政府が資金繰りでお金を貸しますよと言っても、融資を受けられなくなってしまう。納税者の実情をよく聞いていただいて、滞納処分については、やはり慎重に行うべきだというふうには思っています。それから、こういう状況下です。それから、先ほど納税の猶予の制度もあるというふうにお伺いしましたが、これも原則として担保の提供が必要なんです。これは原則として担保の提供を出せない方々とか、あるいは滞納処分の危機に瀕している方々とか、こういう危機的な状況です。それから、やはり従前とは違う万全の対応ということも、資金繰りとあわせて納税の方でも求められ

ると思っております。

それで、職員さんによつては、個々の事情によく対応していただけるという方もおられれば、しやくし定規に、あなただめだ、もう滞納処分だ

という方もおられれば、担保がなければ分割だという人もいるかもしれないですよ。

そういう個々のケースで当たり外れがあるようなことでは、これはちょっと納税者はたまりませんから、ぜひお願いなんですけれども、国税庁として、全ての税務署職員の皆さんに、親切丁寧な対応がされるような通達などを出していただきたいと思っておりますが、そのことも含めていかがでしょうか。

○田島政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況に配慮し対応してきたところで、引き続き適正な対応を行ってまいりたい。先ほど御指摘がありました、税務職員によつて対応が異なるといったことではいけません。

実は、今般の事態を受けまして、そういったところを更に周知ということで既に指示文書を出しておりますので、そういったものを適切に対応してまいりたいと思っております。

○清水委員 よろしくお願いたします。最後に、セーフティネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

きょうは、経産省の松本洋平副大臣にも来ていただいております。

大阪市の保証協会の窓口、今、すぐ相談者が殺到していきまして、相談窓口に行くまで一時間半待ちと言われたんです。金融機関を通じて保証協会に融資を申し込む際も、審査まで一カ月かかると言われたんです。一カ月もかかったら、そのお金を借りるまでの間に潰れてしまふというような声も聞かせていただきました。ぜひ、迅速な対応というのがやはり必要だというふうにお伺いしております。

私の聞いた話では、例えば自転車販売業という今、電動アシスト自転車というのが売れ筋なんです。在庫がなくなれば、もう売れるものがなくなるので営業できないとか。あるいは、自転車のサド

ル、ありますでしょうか。そのサドルを調整するレベル、ありますでしょうか。あれはほとんど中国製なんですよ。これがないと自転車を組み立てられないとか、こういう影響も広がっている。

これは、私、聞いた話ですけれども、お好み焼き屋さんは、消費税が上がったときに、ドリンクの値段は上げたんだけど食べ物メニューは上げずに頑張ってきた。実質値下げですよ。それでも、今回のコロナ問題が起ってから一見さんが来てくれなくなつたと。朝はかけ持ちでアルバイトもしているけれども、それも、これ以上コロナが続けば限界だという話もあります。

私が時々行く焼き鳥屋さんも、先週は売上げが半分だというふうに言っておられました。本当に無観客営業の日が続いたというふうなことも言われておられました。もう深刻なんですよ。ですから、やはりスピードが大事だと思うんです。

申込みの窓口などで渋滞などが起こらないように、ぜひ、信用保証協会の体制の拡大充実、これをするのが求められていると思うんですが、松本副大臣、いかがでしょうか。

○松本副大臣 今委員から御指摘がございましたけれども、我々といまして、特に中小企業につきましては、全国千五十カ所に設置いたしました経営相談窓口において情報収集を行っております。これまで幅広い事業者から資金繰りに関する相談が寄せられておりまして、三月九日時点で約二万四千件の相談を受けておりまして、九七%が資金繰り関係ということでもありますので、中小企業を中心にこうした実態が広がっているということも、私たちとしても大変重要な課題として考えているところであります。

中小企業の事業継続にとりまして資金繰りの確保は何より重要でありますけれども、とりわけ年度末を迎えるということもありまして、多くの事業者が経営などの精算を行う時期とも重なっております。資金繰りの重要さが一段と高まる時期であるというふうな認識をしているところであります。

ます。

事業者に必要な資金が円滑に供給されるように、融資、保証手続の迅速化を図るため、最大限の対応を行うこととしておりまして、日本政策金融公庫におきましては、本部人員の支店への応援派遣、支店営業時間の延長、また、定期人事異動の凍結などを行うこととしております。

また、信用保証協会におきましては、柔軟な人員配置による相談、審査体制の強化、休日の相談受け付けや平日の相談受け付け時間の延長などを行うこととしておりましてあります。あわせて、提出書類を見直すなど、融資手続の簡素化、迅速化、事業者の負担軽減にも取り組むこととしておりましてあります。

加えて、三月六日には、改めて、政府系金融機関及び信用保証協会に対して、最大限のスピードで事業者の資金繰りに万全の対応を行うことや、事業者の負担にも配慮することなどにつきまして要請を行ったところであります。

引き続き、事業者の資金繰りに支障が生じるごとならないよう、全力で支援してまいりたいと存じます。

○清水委員 ぜひ、融資実行までの迅速化、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

これも私が地元から聞いたお話なんですけれども、融資なんですが、やはり借りるのをちゅうちょされている方もいらっしゃるんですよ。というのは、既に返済しなければならぬ借金を抱えながら営業されている方がほとんどで、新たに借入れをする、その返済まで大変になってしまつて。この新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くか出口が見えない中で安易に貸してしまつてしまつと、それこそ後で大変なことになってしまつと、慎重な方が多いんです。それで、これも松本副大臣に要請なんですけれども、事業者からは、政府からの借入れ等については無担保無利子にしてほしい、また、返済猶予期間も従来よりも柔軟に設定していただけないか

ということなんです。やはり、こうした声にこたえて、中小企業が資金繰り等で新たな借入れをすることをちゅうちょしないように、安心して借りていただけるような、そうしたメッセージも必要だと思っております。いかがでしょうか。

○松本副大臣 これまでも、そうした中小企業の資金繰り対策というものを、さまざま手だてというものを打っているところでありますけれども、本日、第二弾の緊急対応策というものを決定するということになっておりまして、そこでは、更に、資金繰りの一層の支援というものを充実させることとしております。

具体的には、日本政策金融公庫などにおける特別貸付制度の創設、フリーランスを含む個人事業主、売上げが急減した中小・小規模事業者に対する実質無利子無担保の融資など、こうしたものを今準備をするということにしているところでもありまして、ぜひこうしたものを御活用をいただきたいと思っております。

また、政府系金融機関また各信用保証協会に対して、スピードを上げてということも申し上げましたが、既に借入れをいただいている債務の返済期間の長期化も含めた条件変更などに最大限の配慮を行うことにつきまして、三月六日に経済産業大臣から要請を行ったところであります。また、民間金融機関に対しても、事業者の資金繰り支援に迅速かつ適切に取り組むよう、三月六日に麻生金融担当大臣から要請を行っているところであります。

経済産業省といまして、この要請文に沿った対応が行われますように、関係省庁とも連携してフォローアップをしてまいりたいと思っております。また、所管する政府系金融機関及び各信用保証協会が事業者の実情をきめ細かく把握をし、今般の要請に沿って取り組むよう、しっかりと指導してまいりたいと存じます。

○清水委員 時間が来ましたので、最後に麻生大臣に一回聞いて、私の質問を終わりたいと思っております。

緊急対応策第二弾につきましては、今年度については予備費で対応することなんです。しかし、来年度以降、新たな財政措置が必要であるということはないと思っております。

しかし、来年度予算案には新型コロナウイルス関連の予算が一円も計上されておられません。感染拡大の防止、検査体制の拡充、中小・小規模事業者への支援や、フリーランス、非正規労働者への生活保障など、具体的な財政措置が求められていると思うんですが、麻生大臣の所見はいかがでしょう。

○麻生国務大臣 コロナと名前が書いていないからといって、ほかの科目でコロナに使えないんじゃないルールじゃありませんからね。ちゃんとこの中にはコロナに使えるようなお金が入っているということも、ちょっと後で役人に聞かれたらわかりますから。ゼロにしているんじゃないような感じは間違っていますから、訂正しておいてください。

第二弾の取りまとめがきょう夕方発表されると思いますが、下振れリスクを確実に乗り越えていくために、これまでも、昨年の十二月に十三兆円の総合経済対策を既にやらせていただいて、その対応のための補正予算も既に通過をさせていただいております。

私どもは、今新たに新型コロナウイルスというものがどれくらいの影響が出るかというのは、これは、どれくらい長く続くのか、どれくらい感染が拡大するのかによって全然違いますから、そういった意味では、うかつに今、これでやりませぬ、足りませぬ、全くなさぬ、全くなさぬ、全くなさぬ、今この段階では、確実にということ、きょう発表させていただく分にとどめさせていただいているのであって、来年そういった状況になれば、それで対応してやらせていただければと思っております。

○清水委員 それでは、質問を終わります。ぜひ、資金が枯渇しないようお願いします。ありがとうございます。